

小中学生歯科医療費 父子家庭等への医療費 助成の受付が始まります

平成26年10月診療分以降小中学生歯科診療の窓口負担への助成と父子家庭等の構成員の方が医療機関を受診する際の保険適用診療にかかる自己負担分の助成を実施するにあたり、医療費受給者証交付の事前受付を開始します。9月中に交付を受けたとしても、ご使用いただけるのは10月1日以降となります。

小中学生歯科医療費助成の受付

【開始時期】 平成26年9月8日(月)から事前受付

【申請方法】 窓口申請と郵送申請があります。

■窓口申請 窓口にお子さんの健康保険証、市内在住の保護者か扶養義務者の印鑑をお持ちください。

■郵送申請 申請書、お子さんの健康保険証の写し、返送用封筒(82円切手を貼ったもの)を同封して下記までお送りください。申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

○申請書ダウンロードページ(国保医療課を選択)

<http://www.city.saijo.ehime.jp/down/index.htm>

○送付先：〒793-8601 西条市明屋敷164番地 西条市役所 国保医療課医療係 宛

※ダウンロード環境のない方は、ご連絡いただければ申請書を送付します。

【注意事項】

すでに重度心身障害者医療費受給者証か、母子家庭(ひとり親世帯)等医療費受給者証を持っている方は、申請しても当該福祉医療費受給者証が優先されるため、交付されません。誤って交付した場合、当該受給者証は返却していただきますのでご了承ください。

父子家庭等への医療費助成の受付

【開始時期】 平成26年9月8日(月)から事前受付

【助成対象】 ○父と同じ健康保険に加入している20歳までの児童

○祖父と孫、兄と弟妹、父母のいない児童など、準父子家庭の方

○配偶者が障がいなどで父子家庭と同様の事情にある方

【受給資格】 生計維持者(父)が非課税相当世帯

※平成25年中の所得税を平成22年税制改正前の基準で計算すれば非課税となる方

【申請方法】 窓口で保険証(世帯員全員)、印鑑(スタンプ印不可)をお持ちください。

※平成26年1月2日以降に転入した方は、所得税が非課税相当とわかる書類(課税証明書、源泉徴収票など)が必要です。

※18歳以上の学生(高校生を除く)は、証明日付が9月1日以降の在学証明書が必要です。

問
合
せ
口

■市庁舎新館1階 国保医療課医療係 TEL0897-52-1212

■各総合支所 市民福祉課 ○東予 TEL0898-64-2700 ○丹原 TEL0898-68-7300

○小松 TEL0898-72-2111

二大会連続W杯出場！ 長友選手に「きらめき水都賞」を贈呈

このほど西条市では、学術・芸術・文化・スポーツなどの各分野で卓越した活躍をし、本市の名声を高めるとともに、郷土の誇りとして市民に希望や感動を与えた個人、もしくは団体のご功績をたたえる「西条市きらめき水都賞」を創設しました。

その第1号の被表彰者に、2014 FIFAワールドカップ・ブラジル大会へ日本代表として、前回大会に続く、2度目のW杯出場を果たした長友佑都選手が選ばれました。

今大会においても、豊富な運動量とスピードで攻守の要として活躍した長友選手のひたむきで、献身的なプレーは、多くの市民に夢と希望、そして大きな感動を与えてくれました。

そのご功績をたたえ、表彰状と楯を贈呈した市に対して、長友選手側からはサイン入りのユニフォームが贈られました。

